

社会の担い手を確保しつつ社会保障費を抑制するため、高齢者雇用拡大が謳われている。県内企業でも、公的支援も積極的に利用しつつ、意欲ある高齢人材を確保したい。

6月21日に閣議決定された「骨太の方針」では、現行の65歳までの雇用確保措置に加え「70歳までの就業機会の確保」を企業の努力義務とする高齢者雇用の拡充が盛り込まれた(図表1)。少子高齢化の進展による労働力不足の解消と社会保障費の抑制を狙いとしたもので、65歳から70歳までの雇用者について、定年の廃止や引き上げなどのほか、他企業への就業支援や起業支援など、個々の高齢者の能力や事情に応じた活躍を図るための取り組みが謳われている。

千葉県は、17年における「65～69歳」の有業率は44.5%と全国水準(45.5%)をやや下回るが、前回調査(12年)からの伸び(+7.4%)は全国(+6.5%)を上回った(図表2)。「70～74歳」になると有業率は29.4%まで低下するが、同様に伸びは全国よりも高い。男女別にみると、男性に比べて女性高齢者の有業率がかなり低いため、高齢女性活用の余地がありそうだ。

千葉県は、定年制の廃止など70歳以上まで働ける企業の割合が多く(図表3)、上昇幅も全国を上回っており、これが高齢者就業率の伸びにつながっているとみられる。65歳以上の有業率を産業別(全国)にみると、農業、漁業のほか、サービス、建設など人手不足業種における割合が高く、これら業種の存在感が高い本県では、人材確保のため、中小企業を中心に高齢者雇用制度を整備する企業が増えていると推察される。

県内では、有効求人倍率が1.38倍(5月)とバブル期並みの高水準で推移するなど、タイトな労働需給が続いている。若手社員の確保が困難な中、中小企業にとっては、豊富な経験、高い技能・技術を持つ高齢労働者は貴重な戦力となる。

もっとも、高齢者は健康面等での個人差が大きいこともあって、人件費増につながる一律の高齢者雇用拡大には慎重な県内企業も少なくない。企業側では、シニアの特性に応じた仕事の洗い出しや拘束時間の短縮など、高齢者が無理なく力を発揮できる環境を作ること、一方行政では、高齢者雇用支援を目的とした補助金の充実など企業への支援が求められる。行政では現在、高齢者雇用支援として「特定求職者雇用開発助成金」や「65歳超雇用推進助成金」などを用意しているほか、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構では「65歳超雇用推進マニュアル・事例集」の公表や専門家によるアドバイスも実施している。

年齢に関係なく働ける人、働きたい人の活躍の場が数多くあることが、ひいては地域の活性化や魅力向上にもつながるはずだ。(船田)

(図表1) 高齢者雇用安定法改正案の概要

		雇用確保措置	
現行	60～65歳	①定年の廃止	
		②定年年齢の引き上げ	
		③継続雇用制度導入(グループ企業内)	
↓			
改正案	60～65歳	現行同様	
	65～70歳	就業機会を確保する制度(努力義務)	
		①定年の廃止	
		②定年年齢の引き上げ	
		③継続雇用制度導入(グループ企業内)	
		④他企業への再就職支援	
		⑤フリーランスで働くための資金提供	
		⑥起業支援	
⑦NPO活動などへの資金提供			

(出所) 各種資料よりちばぎん総研作成

(図表2) 年齢区分別有業率2017年 (%)

	千葉県				全国	
	12年との差	男性	女性	12年との差		
総数	59.7	0.8	69.6	50.0	59.7	1.6
35～39歳	80.3	1.0	92.9	67.1	83.3	2.8
40～44歳	83.9	3.3	94.1	73.1	85.5	3.4
45～49歳	84.1	0.5	93.4	74.2	85.7	1.7
50～54歳	82.4	-0.2	91.9	72.1	84.9	1.9
55～59歳	78.6	1.0	90.0	66.9	80.9	3.6
60～64歳	66.8	7.5	81.4	52.4	67.3	7.5
65～69歳	44.5	7.4	57.1	32.6	45.5	6.5
70～74歳	29.4	4.7	39.5	20.3	29.0	4.3

(出所) 総務省「就業構造基本調査」

(図表3) 70歳以上まで働ける企業割合 (%、%ポイント)

順位	都道府県	2017年	12年との差
-	全国	22.6	4.3
1	秋田県	33.7	15.5
2	富山県	31.2	7.2
3	千葉県	29.7	6.1
～			
20	埼玉県	24.7	5.9
28	茨城県	23.2	6.2
35	神奈川県	21.2	2.8
47	東京都	17.0	1.7

(出所) 厚生労働省「高齢者の雇用状況」

(図表4) 産業別の65歳以上割合

産業	割合
農業、林業	51.3%
漁業	34.8%
不動産業、物品賃貸業	29.4%
サービス業(他に分類されないもの)	21.2%
生活関連サービス業、娯楽業	19.0%
建設業	15.4%
宿泊業、飲食サービス業	14.2%

(出所) 総務省「就業構造基本調査」